

守谷市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会設置規程

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃及び料金に関する事項（以下「協議運賃」という。）について協議するため、守谷市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第2条第5号の規定に基づく協議体を設置する。

（名称）

第2条 この会は、守谷市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）と称する。

（協議事項）

第3条 運賃協議分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）協議運賃に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（構成員）

第4条 運賃協議分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- （1）要綱第3条第2項第6号に定める者
- （2）協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3）関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
- （4）要綱第3条第2項第1号に定める者

（分科会長）

第5条 運賃協議分科会には分科会長を置き、分科会長は前条第1号に規定する委員をもって充てる。

（会議）

第6条 運賃協議分科会は、分科会長が招集し、分科会長が会議の議長を務める。

- 2 運賃協議分科会は、委員の全員が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員は、運賃協議分科会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は分科会長を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の適用については出席したものとみなす。
- 4 運賃協議分科会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
- 5 第4条第1項第3号の委員については、委員からの代理出席に関する委任状が運賃協議分科会に提出された場合のみ代理出席を認め、代理出席をした者は採決に加わることができることとする。
- 6 運賃協議分科会は、非公開とする。

（協議結果の報告）

第7条 分科会長は、運賃協議分科会の協議結果について、守谷市地域公共交通活性化協議会に報告するものとする。

(報酬)

第8条 運賃協議分科会は無報酬とする。

(庶務)

第9条 運賃協議分科会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、運賃協議分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年8月8日から施行する。